

令和7年9月30日

栃木県那須町「宿泊税」の新設

栃木県那須町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される那須町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	栃木県那須町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	那須町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	那須町の観光資源を磨き上げ、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊について、次の宿泊料金の区分に応じて定める額 ・1万円未満 100円 ・1万円以上2万円未満 300円 ・2万円以上3万円未満 500円 ・3万円以上5万円未満 800円 ・5万円以上10万円未満 1,500円 ・10万円以上 3,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.0億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・年齢12歳未満の者
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

- ・令和7年 6月12日 那須町議会にて条例案可決
- ・令和7年 6月18日 総務大臣協議
- ・令和7年 9月30日 総務大臣同意
- ・令和8年 10月 1日 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：上田理事官、佐久間係長、大原

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。